産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可申請(新規・更新・変更許可)に要する申請書、添付書類等一覧表 【栃木県・法人用】 ※令和5(2023)年3月13日適用 審査基準に基づく

◇ 書類の作成部数 :正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。(副本は、正本の白黒コピーで差し支えありません) ◇ 書類のとじ方:左側に2穴を開け、下表の順番に並べ、とじひも等でとじてください。(ファイルとじ、インデックスの貼付、仕切り紙は不要です) <申請手数料の納付方法> 【申請書】〇産業廃棄物収集運搬業(新規・更新)…様式第6号(第9条の2関係) (円) 申請書(第1面)の裏面に「栃木県収 〇産業廃棄物収集運搬業(変更許可)…様式第10号(第10条の9関係) 更新 変更許可 入証紙貼付欄」を印刷した上で、申 請の種類に応じて必要な手数料分の ○特別管理産業廃棄物収集運搬業(新規・更新)…様式第12号(第10条の12関係) 産 廃 81,000 73,000 71,000 「栃木県収入証紙」を枠内に貼付す

〇特別管理産	業廃棄物↓	又集運	般業(変	更許可)	•… <u>様式第1</u>	<u>6号</u> (第	第10条	⊱ の2	2関係)		ましないこと		特管	81,000	74,000	72,000
申	請	ŧ	及	び	添付	+	書		類 ※欄内に斜線(ノ)が引いてある書類は、提出を				は、提出を要	要しません		
	法	人				新規	更新	許変 可更	(ほかの	主 : 内容について:	な 確 認 事 も、証明書類等		ごを確認)	チェック欄	補正	記録
〇申請書(申請の種類に応じて、上記の様式から選択) ※押印は不要(行政書士が作成した場合は、記名して職印を押印) ※第1面の裏面に「栃木県収入証紙貼付欄」を印刷して貼付 ※郵送でも、第1面の日付は空欄とせず、発送日等を記入する (ただし、県への実際の送達日が受付日となります)								·必要な・ ・申請者・ ・郵便番・	・申請先が栃木県知事 ・必要な手数料分の栃木県収入証紙が貼付されている ・申請者等の記載が、商業登記事項証明書等のとおり ・郵便番号、電話番号、FAX番号の記載に漏れがない ・(行政書士が作成した場合)行政書士の記名及び職印			のとおり いがない				
〇委任状(※行政書士等					甲印					作成、提出、补						
〇添付を省略できる書	類の一覧	表(析	大県)	(※省略	する場合)				・所定の	事項を記入し	て「省略する	方の申請書	」に添付			
〇変更事項確認書(栃	木県)								・確認の	結果、変更が	生じていた場	合は、変更	届も提出			
〇添付書類 1. 定款又は寄付行為	※最新の)内容の	りもの。	原本証明	は不要					「目的」と「決算 議した株主総						
2. 商業登記法第10条 (以下、「商業登記事					頁全部証明 書	<u>t</u>				項全部証明書 前3月以内に			りもの			
3. 住民票抄本(本籍地 号が記載されていな 4. 成年被免見人等に ※ 3. 4については次の ①役員(監査役、相 ②発行済株式総数)	いもの(や 係る登記事 D①~③の 談役、顧問 100分の5以	むを得 事項証 う方 <u>全員</u> 等を含	身ない場 明書 <u>員分が必</u> 含む。)	合はマス 必要	(キング))	Ť			·全員分 4 証明書 ·申請日 ·全員分	前3月以内にが揃っている きのタイトル: う 前3月以内に	登記されてい 発行された最	ないことの記 最新の内容の	正明書りもの			
③政令で定める使用5. 法人が株主又は出		100分	<u> </u>	・出省して	ころ場合		 -	 		後見人、被係 項全部証明書			、証明			
その法人の商業登記	記事項証明	月書 ※	《履歴事			<u> </u>	ļ	<u> </u>	•申請日	前3月以内に	発行された最	新の内容の				
6. 申請時点で有効なる						\angle	ļ	ļ	•有効期[限満了日(年 月	日)以前	がの申請			
7. (申請時点で有効な 8. 【様式第6号の2(第		の許可	がある	場合)許可	可証の写し		L ,	-	• 栃木 但 [内で産業廃棄	物の収集運	郷を行うま .0	0			
事業の全体計画、取 ※排出事業場、運	以り扱う産業			県内であ	る必要あり				•申請書	(又は別表)にこ、具体的な	記載の産業	廃棄物と整	合する			
水銀使用製品産業									廃棄物等	廃処理業者の ほに係る記載が	がない者のみ	·添付				
石綿含有産業廃棄 (※水銀・石綿の申出	さともに、特	宇管収貨	軍業許可	可申請は	対象外)	/	<u></u> ,		書換え(す	、令和3(2021) 更新、変更許可	可、変更届の	いずれかぼ	で可能			
9. 既に取得している処 都道府県市の許可	証の写し					á			•(許可申	内容、産業廃 請中の場合)	受理印のあ	る申請書の	写し			
10.【様式第6号の2(第 ラーはそれぞれ1台										^{芯じ適正に運 ^{弦染性廃棄物}}						
11. 駐車場の付近の見	取図 ※村		意(例:3	Bkm圏内	の地図)				・近隣の	主要道路や交	差点、公共	勿の位置が	明らか			
12. (駐車場の土地を所 不動産登記法第11	19条に規定	Eする7	下動産登	於記事項	証明書			\angle		がある土地の の所有者欄に						
13. (駐車場の使用権原 使用貸借又は賃貸	借契約書	の写し	※無し	\場合、宜	連書の写し等	;		\bigvee		がある土地の に使用権原を						
14. 運搬車両の自動車 ※継続的な使用 ※申請者以外が仮	権原を有す	ること	(半年じ	人上を目3	安)				•申請者	時点において が使用者(使用 以外が使用す	用者の記載か					
15.【様式第6号の2(第	4面)】収集	美運搬 第	業務の身	具体的な	計画				•運搬車	両ごとの用途	(運搬する産	業廃棄物)か	(適切			
16.【様式第6号の2(第								<u></u>		出防止、悪臭						
17.【様式第6号の2(第 ラーはそれぞれ1台 ※既に許可番号?	さする) >	《全車	両につい	ハて1台こ	とに作成				から撮影	体を「前方と側 した写真 (車 い場合は、表	両全体の写真	真で所定の	表示が確			
18.【様式第6号の2(第 ※変更許可申請の						Ē				る収納容器等 [している→裏						
19.【様式第6号の2(第8章	面)】事業の	開始に	要する資	金の総額	、調達方法等											
20.【様式第6号の2(第 号イからへに該当し										栃木県知事 È所、名称及で	び代表者の記	己載に漏れた	ぶない			
21. 直前3年の各事業 ⁴ ③株主資本等変動					員益計算書、					<u>分</u> が全て揃っ 類の要否につ		裏面に【判定	≧表】			
22. 直前3年の各事業4 (その1・納税額等証										<u>分</u> が全て揃っ 額欄」が全て						
23.【収支計画様式】今	後5年間 <i>0</i>)収支詞	計画(※	必要な場	合のみ)					人等で3年間)確認の結果			添付する			
24. 中小企業診断士等	が作成した	こ診断	書類(※	必要なり	易合のみ)				•(No.21 <i>0</i>)確認の結果	、必要な場合)添付する				
25.(公財)日本産業廃 証の写し ※有効期										務を統括する 人が必要な詞						
3	その他の	り提出	⅓物													
〇申請書の副本(※持参	::副本の全	≩体、垂	ß: <u>申</u>	請書の第	1面のみ)				•(郵送の	場合)宛名記	載、切手貼付	済の返信月	目封筒も			
〇(許可証を郵送希望の	場合) 宛名	記載の	りレター	パックプ	ラス (520円)											

【運搬車両、容器の参考例】

※飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないよう、下表を参考に適正に対応すること。

に成ら、他国の、心头が痛れるののですのがない。のう、「我とうられる正にの」心があること。										
運搬車両(※直積み)の参考例	容器の参考例									
水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車	蓋付きドラム缶(オープンドラム)、									
	フレコンバッグ									
水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車、	蓋付きドラム缶(オープンドラム)									
タンク車										
タンク車	ドラム缶(クローズドラム)									
耐腐食性のタンク車	ケミカルドラム(クローズドドラム)、									
	プラスチック容器(※蓋をする)									
水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車	蓋付きドラム缶(オープンドラム)									
タンク車	蓋付きドラム缶(オープンドラム)									
ダンプ車(※荷台に仕切り)	フレコンバッグ									
ダンプ車(※容器に収納の上)	(※二重こん包後)堅牢なドラム缶									
ダンプ車(※容器に収納の上)	オープンドラム缶(※緩衝材使用)									
	運搬車両(※直積み)の参考例 水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車 水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車、 タンク車 タンク車 耐腐食性のタンク車 水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車 水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車 ダンプ車(※荷台に仕切り) ダンプ車(※容器に収納の上)									

○容器の撮影方法:全体が明確に確認できること。内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付する。

【経理的基礎の審査に関する追加書類の判定表】※新設法人等で「3年間の決算実績がない」場合は、2へ

判定項目 (※当てはまる場合を〇とする)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	+	ク
①直前の事業年度が債務超過	0	0	0	0	×	×	×	×
②直前の事業年度の当期純利益がマイナス	0	0	×	×	0	0	×	×
③直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナス	0	×	0	×	0	×	0	×
判定結果	i	ii					iii	

- |1|| 判定結果が i 又は ii に該当する場合には、それぞれ以下の書類を提出すること。(iii は対象外)
 - i・<u>中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士</u>(行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物 処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者(修了証の有効期間内のものに限る。)で、当該許可申請 書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。)が作成した診断書類及び当該診断書 類に基づく改善策
 - ・当該診断書類等に基づく改善策を記載した「【収支計画様式】今後5年間の収支計画」
 - ⅱ・①~③のいずれかに該当した理由と改善策を記載した「【収支計画様式】今後5年間の収支計画」
- 2 新設法人等で3年間の決算実績がない場合は、以下の書類を提出すること。
 - ・申請時点までに決算実績のある「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」 及び「法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)」に加えて、【収支計画様式】今後5年間の収支計画

【受講が必要な講習会の早見表】

[修了証の有効期間] 新規講習会:5年間、更新講習会:2年間 ※申請日時点で有効なものを添付すること。

申請内容	産業廃棄	E物収集運 抗	般業申請	特別管理産業廃棄物収集運搬業申請				
講習内容	新規	更新	変更許可	新規	更新	変更許可		
産廃収運新規	0	0	(*3)	×	×	×		
特管収運新規	0	0	(*3)	0	0	(*3)		
産廃·特管収運更新	O(*1)	0	(*3)	O(*2)	0	(*3)		

(*1)…他県において既に産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合

又は本県において特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。

- (*2)…他県において既に特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。
- (*3)…直前の許可申請(新規・更新)の際に添付した修了証の写しを添付すること。